

## インセンティブ制度の実績が、 令和8年度の健康保険料率に反映されます!

【インセンティブ制度とは】

加入者および事業主の皆様のご取組に応じて「インセンティブ(報奨金)」を付与し、各都道府県支部の2年後の健康保険料率に反映させるものです。

5つの評価指標に基づき、全都道府県の47支部が順位づけされます。

◎上位15支部には、支部ごとの順位に応じた報奨金が付与されます。

### 山梨支部総合順位

(令和6年度実績データ)

**10位** /47支部

※今回の実績により、令和8年度の健康保険料率の計算上で  
**0.01%減算**されます

詳細はこちら▶



### 各評価指標

	評価指標	順位
1	特定健診等の受診率	8位
2	特定保健指導の実施率	3位
3	特定保健指導対象者の減少率	37位
4	要治療者の医療機関受診率	12位
5	ジェネリック医薬品の使用割合	19位

## 保険料率引き下げに繋がる取り組み

- ① **健診**を毎年受診する
- ② **保健指導**を利用する(対象者のみ)
- ③ 健診結果等を参考に生活スタイルを見直す(食事改善・適度な運動等)
- ④ 健診結果で**要治療**または**要再検査**となったら、早急に医療機関を受診する
- ⑤ お薬の処方を受けるときは、**ジェネリック医薬品**を選択する



# 健康保険の資格に関する手続きはお済みですか？



## 被扶養者の異動がある場合、 手続きが必要です。

4月は、扶養のご家族(被扶養者)が就職等を理由に、ご自身で勤務先の健康保険に加入することが多い時期です。被扶養者の異動がある場合は、手続きが必要です。

### <事業所の方へのお願い>

- ① 従業員様に**被扶養者の異動の有無**をご確認ください。
- ② 扶養解除の場合は、  
「**被扶養者(異動)届**」を**日本年金機構**へご提出ください。

※資格確認書をお持ちの方は、「被扶養者(異動)届」と一緒に**事務センター**または**管轄の年金事務所**へご提出ください。(有効期限が切れた資格確認書は返却不要です。)

⚠ 扶養解除日以降にマイナ保険証または資格確認書を使用し、医療機関を受診された場合、**協会けんぽ負担分の医療費(総医療費の7~8割)**をお返しいただきます。  
なお、健診で使用された場合も同様です。

## 新しく入社された方がいる場合も、 手続きが必要です。

### <事業所の方へのお願い>

- 新しく入社された方の「**被保険者資格取得届**」を**日本年金機構**へ就職後5日以内にご提出ください。

※「資格取得届」にマイナンバーを記載してください。(マイナ保険証をお持ちでない方でも記載が必要です。)

※マイナ保険証をお持ちでない方で資格確認書の発行を希望される方は、「被保険者資格取得届」の「資格確認書発行要否」にチェックをお願いします。